

令和2年

第2回 農業委員会総会（月例会）議案

令和2年2月7日

前橋市農業委員会

## 令和2年 第2回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和2年2月7日 午後2時10分
- ・閉会日時 令和2年2月7日 午後4時07分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

### ・出席委員（19名）

1番 下田 将文	5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫
8番 星野 和幸	9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦
12番 澁澤 聖一	13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美
16番 井上 隆	17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	

### ・欠席委員（5名）

2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子	19番 岡田 重雄
24番 堀越 恒弘			

### ・事務局出席者

事務局長 木村 由美	補佐 齋藤 孝朗	補佐 瀬戸 浩	副主幹 深澤 直純
副主幹 内田 貴美	主任 井上 一則	主任 篠崎 菜穂子	主事 師田 美菜子
主事 小池 雪乃	臨時職員 宮田 厚子		

### ・付議事件

- (1) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第7号 農地の一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (3) 議案第8号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

### ・協議事項

- (1) 農用地利用配分計画（案）について
- (2) 農用地利用集積促進事業奨励金の審査について
- (3) 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の明細書の一部変更について
- (4) 令和2年度農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について

### ・報告事項

- (1) 農地法第3条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第5条の規定による届出の取消について
- (4) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (6) 現況証明交付状況について
- (7) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

木村局長 お揃いになりましたので、これより令和2年第2回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の欠席通告者は、2番 市花 宏之委員、3番 矢端 晴美委員、4番 奥野 和子委員、19番 岡田 重雄委員、24番 堀越 恒弘委員の5名であります。従いまして在任委員24名中19名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、深町職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

深町職務代理  
木村局長 ◇(挨拶)  
本日、堀越会長につきましては、欠席の通告がございましたので、農業委員会規程第3条の規定により、職務代理が議長となり、会議を進めることとなりますので、深町職務代理よりしくをお願いいたします。

議長 《深町職務代理、議長に就任》  
それでは、令和2年第2回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。12番 澁澤 聖一委員、13番 坂庭 常男委員をお願いいたします。  
それでは議事に入ります。議案第6号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から11番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事 ◇(議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)  
整理番号1番、2番、6番は5条申請と関連があるため後に説明。  
整理番号8番、申請人より保留の申し出があり保留。  
整理番号9番、新規就農適格。  
整理番号11番、農地所有適格法人。  
以上、整理番号3番から5番、7番、9番から11番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議長 なお、整理番号9番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

5番委員  
(3班班長) 現地案内図3条の9番をご覧ください。申請地は上泉町の農用地区域内農地です。申請人は、現在移動販売車でイベント等に出店し、軽食などを販売する仕事を2名、3名で行っています。また、地区の商工会にも参加しているそうです。今回の申請にて農地を取得し、田約5000㎡を耕作しながら農業に参入したい。面接には本人が来られました。契約期間は10年で年4万円。自分で野菜や米を生産して自分の今の仕事に生かしたいとの事です。移動販売の売上は年間約800万円から1000万円。農業の経験はありません。農業機械は、仲間から借りるとの事です。調査班としては、水田が利用される事、本人の農業に対する姿勢も良く許可相当と判断いたしました。

議長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議長 ◇(意見、質問等なし)  
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番、6番は、5条申請と関連があるため、後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号8番を保留とし、3番から5番、7番、9番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 ◇(挙手)  
全員賛成でありますので、議案第6号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番、2番、6番は後に5条申請と一括して審議を行うこととし、整理番号8番を保留とし、3番から5番、7番、9番から11番を許可とすることに決定いたします。  
次に、議案第7号・農地一時転用許可期限延長願い5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇(議案書、地目、面積、申請理由、延長期間を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

1 3 番委員 公共事業に係るものですか。

深澤副主幹 はい、公共事業に係るものです。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第 7 号・農地一時転用許可期限延長願い 5 条許可については、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第 8 号・農地法の規定による許可後の計画変更 5 条申請について、整理番号 1 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇ (議案書、地目、面積、申請理由、契約内容、転用目的を朗読、説明)

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議 長 512㎡の内230㎡の変更ですか。

深澤副主幹 西と東に土地を割り、東側部分は転用通り、西側部分が今回の申請です。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第 8 号・農地法の規定による許可後の計画変更 5 条申請について、整理番号 1 番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第 9 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 3 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹 ◇ (議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明)

以上、整理番号 1 番から 3 番は農地法第 4 条第 6 項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議 長 なお、整理番号 3 番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

5 番委員 現地案内図 4 条の 3 番をご覧ください。申請地は、大胡町の農用区域内の農地です。今回の申請は 6 ヶ所です。現地調査は 2 ヶ所と関連会社が発電している下部の櫛を調査しました。面接には施工会社とメンテナンス会社の 2 名で来られました。営農計画 6 件の内、2 件は (畑) 櫛、2 件は (畑) ブルーベリー、2 件は (田) 水稻。この会社は現在の農地 (平成 2 7 年 2 月 6 日農地法 3 条許可により取得した土地) を利用し、営農を続けながら太陽光発電による自然エネルギーを再利用し、新しい農業の展開を計画して行くと書いてありますが、今回の調査班で休耕を確認しています。作付けなし。本来はパネルの数や単価など質問し審議するのですが、問題が多く、今回の面接の 2 名に、班全員で質問しましたが、農業の事は全く分かりませんでした。農業の分かる方に面接に来てほしいと要請いたしました。又、水田での営農型太陽光発電は初めてですので、色々な角度からの検証が必要だと思います。調査班としては、営農に問題が多く農業関係者に来ていただき話を聞く事とし、保留と判断いたしました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

7 番委員 整理番号 3 番、太陽光発電施設の下部で、稲作が出来るのか確認しましたか。

3 班班長 稲作が出来るとの書類が提出されていますが、群馬県では今までに無い様です。皆さんで注意、研究、検証が必要ですので、今回このような判断になりました。

7 番委員 稲作は出来ないのでは。

1 3 番委員 農業の分かる方との対面接の要請はしたのですか。

3 班班長 面接時に、面積も広いですので色々やり取りしましたが、農業の分かる方でないので、面積、太陽光発電施設のワット数等問いましたが農業については、回答が得られませんでした。次回、次の班でもう一度現地・面接調査、審議して頂きたいと思います。

10番委員	<p>施工業者の方が来られただけで、内容の説明はして頂けませんでした。27年度に農地を取得しましたが、管理はされていますが、作付けをしている形跡はありません。知見により茨城県の例が示され、その方法でだいぶ良いとの事です。知見についても、現状ではどの位の成果があるのか、これから申請のため、農業委員会でも調査する必要があると思われます。</p>
3班班長 議 長	<p>資料による説明。 暫時休憩とします。</p>
議 長	<p>(※休憩) 再開します。 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3番を保留とし、整理番号1番、2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇(挙 手) 全員賛成でありますので、議案第9号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号3番を保留とし、1番、2番を許可とすることに決定いたします。</p>
深澤副主幹	<p>次に、議案第10号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から27番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。</p>
議 長	<p>◇(議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明) 整理番号22番、26番は、3条と関連があるため後に説明。 以上1番から21番、23番から25番、27番は農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。</p>
5番委員 (3班班長)	<p>なお、整理番号20番、27番については現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。 現地案内図5条の20番をご覧ください。申請地は、信号近くの店舗と国道に囲まれた第2種農地です。申請人は、自動車販売会社です。今の会社が手狭になり移転を目的として、新店舗を検討していたところ、今回この地に協力していただき申請となったとの事です。面接には、会社の担当者とコンサルタントの2名が来られました。面積は約5000㎡、賃借契約は30年。土地造成、整地ですが、現在50cmから1mの段差があり、前の国道までの高さで盛土の計画。1000㎡以上は、市条例の許可が必要である旨を話しました。出入口は南側、西側と北側に設けるとの事です。雨水は、出来る限り自分の所で保ちますが、オーバー分は、近くの側溝に流す。油類は、適切に管理するとの事です。調査班としては、防除対策も取られており、許可相当と判断いたしました。</p>
議 長	<p>現地案内図5条の27番をご覧ください。大型スーパーの改装オープンに伴い、応援従業員の臨時駐車場が必要なための申請です。181台(全体240台の内)の車両との事です。この水田には、土地造成、整地は行わずそのまま使用する。水路の上には鉄板を敷いて、利用するとの事です。道路管理課との協議をお願いしました。調査班としては、そのままの一時転用利用であり、必要性もあることから、許可相当と判断いたしました。</p>
13番委員 深澤副主幹 議 長	<p>以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。 整理番号1番、面積について確認。 問題ありません。申請者は、開発手続きも同時に申請しております。 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号22番、26番はこの後に審議することとし、1番から21番、23番から25番、27番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>◇(挙 手) 全員賛成でありますので、議案第10号・農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号22番、26番はこの後に審議することとし、1番から21番、23番から25番、27番を許可とすること決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を</p>

聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

それでは、審議を保留にしました、農地法第3条申請の整理番号1番、2番、6番、及び農地法第5条申請の整理番号22番、26番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

小池主事

◇（議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明）

以上、整理番号1番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。整理番号2番、6番は、事務処理基準に基づく許可基準を満たしております。

深澤副主幹

◇（議案書・順次、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明）

以上、整理番号22番、26番は農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

なお、農地法第3条の整理番号1番、2番、農地法第5条の整理番号22番については、特別調査班による現地・面接調査を実施していますので、特別調査班で報告いたします。

18番委員

施工業者は借人の親会社。保留案件になりました理由、許可前に資材搬入・一部着工は農地法違反にあたるため。

(特別調査班長)

事務局で調査前に、現地に出向きました。2班での現地・調査時とほぼ変わりなくパネル等が置いてありましたので、パネル等の移動と、2月の総会で結果がでるまで工事の停止を求めました。面接には、施工業者、施工責任者の2名が来られました。今後の対応としましては、施工業者の勇み足で2ヶ月間保留になりましたが、土地所有者と営農者には問題なく許可が出て良い案件であったと思われます。施工業者には2月総会で許可となるまで中断することを申し入れ、今後、合法的な行動をお願いしました。以上の事から特別調査班では、許可相当と判断いたしました。

議長

続いて、農地法第3条の整理番号6番、農地法第5条の整理番号26番については、調査班による現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

5番委員

現地案内図3条の6番、5条の26番をご覧ください。申請地は、ぐんまフラワーパークから北西670mに位置する農用区域内の農地です。3年前に申請しましたが、東電と繋がらず、再度の申請です。面接には、関係者が来られました。この会社は、伊勢崎市内に2ヶ所の営農型発電施設を持っています。みょうがを作付けしましたがうまくいかず、伊勢崎市農業委員会から始末書を求められて、牧草に変更しました。今回パネル1,008枚、発電量3,500kw、単価36円、約1,200万円の売り上げを予定しています。施設の設置費用は5,560万円、維持管理は自分で行うとの事です。営農ですが、今度は、牧草の栽培を計画しています。牧草は、初めてのケースと思われます。管理は土地所有者が行います。土地造成は行わず、整地もなし、雨水は自然浸透。調査班としては、牧草ロールの収量と単価が気になるのですが営農が認められること、周辺農地への影響が無いことから許可相当と判断いたしました。

(3班班長)

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

14番委員

牧草は誰が使うのですか。

3班班長

近くの酪農家です。

10番委員

太陽光の管理は被設定人。営農者は所有者の家族。伊勢崎市で実証（牧草のロール作り）した写真があります。

深澤副主幹

写真の説明。伊勢崎市でみょうが栽培がうまくいかず、牧草として認められ、実際にそこで作業をし、牧草のロールを作ったとの事です。

7番委員

太陽光パネル下の機械作業はどうですか。

14番委員

酪農の機械は大きく、それ用の機械に買替になるとかと思えます。

10番委員

説明によりますと、作業機、集草機、小型トラクターで小型90cmのロールを作りました。柱の付近自分で手刈りをし、手で返したそうです。実績が伊勢崎市で認められたそう

15番委員 15番委員

議長 議長

議長 議長

議長 議長

内田副主幹 内田副主幹

議長 議長

議長 議長

議長 議長

篠崎主任 篠崎主任

議長 議長

議長 議長

議長 議長

議長 議長

師田主事 師田主事

です。

これから営農型太陽光発電施設が増えると思いますので、実績内容がきちんとしている必要があると思います。

暫時休憩とします。

(※休憩)

再開します。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条申請の整理番号1番、2番、6番、及び農地法第5条申請の整理番号22番、26番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

賛成多数でありますので、農地法第3条申請の整理番号1番、2番、6番、農地法第5条申請の整理番号22番、26番を許可とすることに決定いたします。

次に、協議事項1、農用地利用配分計画(案)について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇(資料説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用配分計画(案)について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、協議事項1、農用地利用配分計画(案)については、原案を承認といたします。

次に、協議事項2、農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇(資料説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

2番、市の交付要件、65歳以下となっておりますが、見直し出来ないでしょうか。定年も伸びており、定年後新規で就農される方もいらっしゃいますので。検討できる余地がないか、後で審議して頂ければと思います。

その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農用地利用集積促進事業奨励金の審査について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、協議事項2、農用地利用集積促進事業奨励金の審査については、原案を決定といたします。

次に、協議事項3・農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の明細書の一部変更について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

◇(資料説明)

登記目的の売買を防止し、買い手が所有権を取得した後の責務として、取得農地で継続的且つ安定的に農業経営を行う事とするため、各筆明細の共通事項の一部を変更し、買い手から、責務に対するの同意を得る様な形としたいと考えています。今回の変更箇所は共通事項に農振農用地区域内の農用地として概ね5年間の文言を追記します。農振農用地区域内と限定するのは、この区域であれば農地か農業用施設での利用に限られるためです。概ね5年間とした理由は、農業公社を通した所有権移転の特約と年数を揃えるためです。農業公社を通した1500万円控除の所有権移転は、5年間の買戻し特約を付ける事ができます。農業公社を通さない800万円控除の所有権移転については、法律はありませんが、買戻し特約と同様、概ね5年間としたいと考えております。今回の変更にあたり、県内と近隣の市町村に期間について、照会してみましたが具体的に期間を定めている市町村はありませんでした。以上の様なことから所有権取得者の責務を変更したいと考えております。変

更をした用紙については、令和2年度から使用する予定です。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。  
9 番委員 変更した用紙は何年何月からですか。  
師田主事 令和2年4月1日からです。  
議 長 近県の回答は。  
師田主事 期間を定めるとすれば、前橋でいうところの3年6作という回答が多かったです。  
9 番委員 売られてしまう事例が多くあるという事ですか。  
師田主事 今回1件ありました。取得後2年～3年で転用されてしまいますと、特例を使う意味がなくなってしまうので、5年間は農地、農業用施設として使っていただきたいと思

7 番委員 公共事業の場合はどうするのですか。  
齋藤補佐 公共工事の道路等の場合は、収用法で許可は不要ですので該当しません。公共工事の場合は、前もって分かるかと思

法的根拠はありませんが、ある程度長い期間農地として使って頂くのが原則ですので、制限するために、申し出の時から本人に承知をして頂き、書類を提出してもら

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の明細書の一部変更については、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求め

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、協議事項3、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の明細書の一部変更については、原案を承認といたします。

次に協議事項4、令和2年度・農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について、協議をお願いします。事務局の説明を求め

井上主任 ◇ (資料説明)

N01、CSF (豚熱) 対策について。

N02、豪雨対策について。

N03、営農型太陽光発電施設について。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。  
16 番委員 N03、意見書の文言について。  
井上主任 説明。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和2年度・農地等の利用最適化の推進施策に関する意見について、原案を承認とすることに賛成の方の挙手を求め

◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、協議事項4、令和2年度・農地等の利用最適化の推進施策に関する意見については、原案を承認と決定いたします。

次に、24ページから39ページの報告事項ですが、報告事項(1)から(6)までの内容は、

(1) 法第3条の届出書の受理状況	1件
(2) 法第4条の届出書の受理状況	5件
(3) 法第5条の届出の取消し	1件
(4) 法第5条の届出書の受理状況	22件
(5) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	20件
(6) 現況証明交付状況	1件

報告事項(7)は、1月総会において許可とした法第5条の農地転用1件については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。



議 長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。  
(閉会午後4時07分)

顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月9日

議 長

署名人

署名人